

安曇野市 「区」マニュアル

「いざという時、区が頼りです」



安曇野市区長会
平成27年1月

「区マニュアル」作成にあたって

日頃は区運営にご尽力頂き心から感謝申し上げます。

平成 17 年に合併し誕生した我が安曇野市は、今年で 10 周年を迎えます。合併時に明科地区は 58 の常会等が 14 区に新編成されましたが、他の 4 地域は以前からの区がそのまま引き継がれ、現在は市全体で 83 の区となり、区長を中心に最前線の自治組織として重要な役割を果たしています。

役割とは、市民と一番身近で接する中で「安全・安心で住み良い地域」を創り出していくことだと思いますし、そのための種々の課題に取り組むことを実践していく活動であると思います。

今回区長の皆さんに協力して頂き、区の実態アンケートを行った結果、それぞれの区の実情や課題が浮き彫りになり、また日頃ご苦勞されておりますことが良く解りました。一方、安曇野市における「区とは何か?」については成文化されておらず、区を運営していく上で必要である「区マニュアル」を作成致しました。

このマニュアルは、区のあり方を示す一例と考えて頂き、それぞれの区に合った運営方法で「安全・安心で住み良い地域づくり」に取り組んで頂きたいと思います。

「区マニュアル」がその為の一助となれば幸いです。是非ご活用下さい。

平成 26 年度安曇野市区長会会長 田村 浩



「いざという時、区が頼りです」

私たちは、阪神淡路大震災や東日本大震災を体験し、地域コミュニティの重要性を改めて痛感しました。昔は、「向こう 3 軒両隣」で、お互いに支え合い、助け合う社会が形成されてきました。高度経済成長期に入り、地域課題は行政が行うものとし、また近隣同士の絆も希薄になってきました。

しかし、地域課題が多様化、複雑化、専門化する昨今、私たちはまず自分でできることは自分で（自助）、自分だけではできないことはお互いで助け合い（共助）、それでも解決できないものは行政が関わり解決する（公助）の仕組みが重要となってきました。

地域コミュニティの最も身近な組織が「区」です。皆さんが支え合う地域社会の必要性を再認識し、「区」の重要性をご理解いただくことで、「区」への一層の加入促進を図っていきます。



安曇野市「区」マニュアル 目次

1 安曇野市における区とは

(1) 「区」の定義	3
(2) 組織	4
(3) 区の役割	5
(4) 役員	6
(5) 区の活動や事業	9
(6) 区への加入促進	13
(7) 規約の整備	16
(8) 会計処理	24
(9) 区費等	29
(10) 個人情報保護の取扱い	30
(11) 地縁団体	30
(12) 区を結成するには	32

2 市との連携・協働

(1) 協働のまちづくり	33
(2) 市との関係	33
(3) 補助金、交付金	34
(4) まちづくり推進会議	35

※このマニュアルに掲載する各グラフや表数字は、平成26年7月に実施した『「区のあり方」検討のための各区コミュニティに関する実態アンケート』の結果を引用しています。

1 安曇野市における区とは

(1) 「区」の定義

「区」とは、一定の区域内に居住する世帯及び事業所相互が年齢や性別を問わず、支え合い、助け合う連帯感により、安全・安心な地域を目指し、様々な地域課題を協働により解決するコミュニティの基盤となる自治組織であり、市とは特に重要な対等のパートナーです。

安曇野市には、83の「区」があり、市民に最も身近なコミュニティ組織として、それぞれの区の特性を活かした、防災・防犯、福祉、環境などの生活に密着した多様な活動や生涯学習を基盤とした活動など、自治活動を行います。

【解説】

本市における「区」は、市民の一番身近なコミュニティ組織であり、最も重要な自治組織です。

区の定義では、「区」は『一定の区域内(区と区の間には法的な境はなく、そこに住む区民によっておおむねの境が設定されています)に居住する世帯及び事業所(商店、工場、事務所、病院など)のうち、各区の定めにより加入する世帯等(以下、「世帯等」という。)がその構成員となります。』

世帯等は、それぞれの置かれた条件や立場が違って、対等であり、お互いを支え合い、助け合うこととしています。区は、その連帯感を強化することから、区域内外の課題を相互に解決し合い、安全・安心な地域づくりを目指すコミュニティ組織です。

こうしたことから、区は、法令等に基づく組織でなく任意組織ですが、市とは最も重要な対等なパートナーと位置付けています。(後述)

市内には、こうした組織(区)が83あります。それぞれの区では、それぞれの持つ歴史や文化、風習を大切に守っています。一方で、新しい時代に適合するコミュニティづくりのため、防災・防犯、福祉、子育て、環境などの分野で、人々の生活に密着した活動を行うとともに、様々な課題に対してみんなで学び、その解決を見出し、実践する自治活動を行っています。



本市では、これら「区」について、次のとおりとします。

- あ** 安全・安心で快適なまちづくりを目指します。
- づ** ずくを出し、一人ひとりができることから実践します。
- み** みんなで支え合い、助け合う地域社会を目指します。
- の** のどかで心豊かな暮らしを目指します。

(2) 組織

①安曇野市区長会

安曇野市には、83の区があり、それぞれの区の発展と相互の親睦を目的とした安曇野市区長会が組織されています。

②安曇野市地域区長会（豊科地域、穂高地域、三郷地域、堀金地域、明科地域）

市内には、平成17年10月1日の町村合併以前の町村単位に、それぞれ地域区長会が組織されています。

③区

83の区の組織はそれぞれ規約や会計をもった任意組織です。



④市内全世帯と区を構成する世帯

区は、一定の区域において、そこに[※]居住するすべての世帯を組織することを目指して、その区域内に生じる様々な共有の課題に対処し、またその区域の環境美化、福祉向上、防災・防犯など地域づくりを担う住民自治組織です。

区を構成する世帯は、上記の趣旨に賛同し、区へ加入する世帯等です。

※居住するすべての世帯を組織することを目指す

～属人による空間的範囲の組織基盤は、その区域における公共的課題に関わる全ての世帯等を組織構成員とすることを目指しています。

⑤区の一体化

区の中には、いくつかの自治会（常会、町内会など名称は異なります）があり、それぞれの自治会単位でのコミュニティが形成されている区もあります。その自治会相互の連携により、区の一体感の醸成を図ります。

(3) 区的作用

区的作用は、市民が心豊かに幸せに暮らすことができる地域づくりを図るため、次の機能を持ちます。

- ①区民の安全・安心のための防災、防犯などの課題を解決する機能
- ②支え合い、助け合う地域づくりを目指し、福祉など地域の様々な問題を解決する機能
- ③地域の人々が集う、交流と親睦の促進のための機能
- ④環境美化や景観保全など地域の環境を整備・保全する機能
- ⑤様々な地域課題を解決するための学びの場と議論の場を設ける機能
- ⑥行政などとの連携・協働による地域課題を解決する機能
- ⑦コミュニティの形成と地域力を高める機能

【解説】

- ①区民の安全・安心の暮らしを確保するため、防犯・非行防止、青少年健全育成、防火・防災、消費者トラブルの防止、交通安全など区民に直結した問題の解決を行います。
- ②区民相互が助け合い、支え合う地域社会づくりを目指し、高齢者、障がい者、子どもなどを守るため、サロンや相談会、また巡回パトロールなどを行います。
- ③地域の伝統的文化を守るための地域のお祭り、伝統行事や文化祭、また区民の交流と親睦を図るための運動会、球技大会、世代間交流事業などを行います。
- ④環境美化や清掃・衛生活動として、地域のごみ集積所や資源ステーションの管理を区民が交替で行い、また市の一斉清掃日に合わせたごみ拾いの実施、アレチウリなど特定外来植物の駆除、また緑化促進として花壇づくりなど区民総参加により実施します。
- ⑤市内83の区にそれぞれ地区公民館があります。地区公民館は全市で99の施設があり、様々な交流や親睦事業を実施するとともに、地域の課題を解決するための学びの場、また議論の場として活用しています。
- ⑥近年、区だけでも、行政だけでも解決できない地域課題が山積しています。このことから、区と行政の役割分担を明確にするとともに、お互いが協働することにより、地域課題を解決します。
- ⑦上記の機能を果たすためには、区民一人ひとりの意識の向上と、区そのものの組織としての課題解決能力が必要となります。そのため、区や区に関わる組織や団体である地区公民館、地区社協、自主防災組織など（以下、「地縁組織」という。）の横断的な連携と、様々な課題に多くの区民が参画する体制づくりの構築が求められます。そのため、市との連携のもと地域力の向上に努めます。

本市では、これら「区の役割」について、次のとおりとします。

- じ** 自分でできることは自分でい、できないことはみんなで支え合います。
- ち** 地域コミュニティを大切に、交流や親睦を通じ顔の見える関係づくりを目指します。
- か** 環境美化など住みやすく、防災、防犯など安全で安心な地域づくりを目指します。
- い** いろんな団体との連携により、様々な課題を解決します。

(4) 役員

①区長の役割

各区により区長の選出方法は異なりますが、住民自治を行う上で、区長は最もその重要な役割を担います。区という自治会自体が任意組織であるとおろ、区長の法的な位置づけはありませんが、活発な自治会運営を進めていくため、その自治会活動を担う会員(区民)相互が、いかに協力し合い、支え合うとともに、様々な課題解決の場やまちづくりの場に参画してもらうかなど、区長の大きな役割となっています。

市は、区と対等なパートナーであるとともに、その区を代表する区長は、市民一人ひとりが心豊かに幸せに暮らせる地域社会を形成するうえで、特に重要なパートナーであると位置づけています。

区の活動には、より多くの区民が参画することが重要です。また、その活動を継続させるためには、人と人のつながりを持った組織づくりと、区の運営を進めるリーダーの役割が大きくなっています。

区長の果たす役割のポイントは次のとおりです。

☆区内の横断的連携

多様化する課題を解決するためには、区や地縁組織の横断的連携が欠かせません。このことから、区長のリーダーシップにより区内の縦割りの解消に心掛けます。この仕組みにより、区長や役員が交代しても課題解決が円滑に実施できます。

☆区活動への区民の幅広い参画

区長をはじめとする役員だけが、課題解決や地域づくりに携わるのではなく、より多くの区民の参画を図り、他人任せでなく主体的に取り組む区民の意識の高揚に努めます。

☆情報の共有

地域課題を解決するためには、区民の課題の共有が欠かせません。区だよりなどの発行により、情報の共有化を図ります。

☆事業の継続

区長の任期は2年または1年がほとんどです。事業の継続を図るためには、副区長など前年の役員が翌年区長になるなどの工夫が必要です。また、リーダーが経験する区運営のノウハウや知識を、常に次の方々へ伝えながら、後継者を育成します。

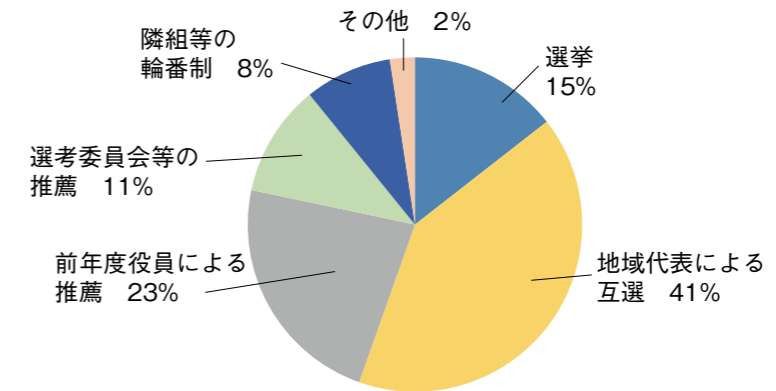
☆区民の支え合いと防災対策

人口減少、少子高齢社会の中で、一層、区民相互の支え合い、助け合う社会づくりが求められます。日ごろから高齢者、障がい者、子どもなどを見守る活動に心がけます。また、災害に強い地域づくりのため、区や自主防災組織を中心とした横断的な連携のもと、日常の危機管理意識の高揚と災害に対する準備を進めます。

②区長の選出

区長の選出方法は、各区によって異なります。各区の実情にあった選出方法が必要です。選出方法の見直しなど、総会などで十分審議します。

《区長の選出方法の実態》

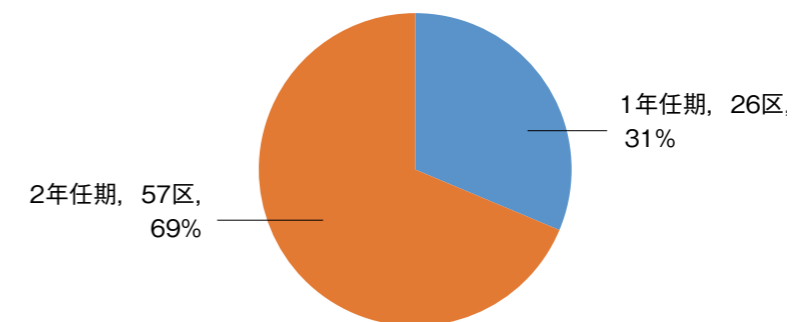


③区長の任期

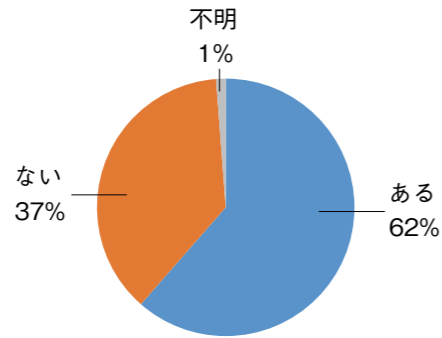
各区の事業の継続性や地域力を高めるため、区長の任期は複数年が求められます。また、区長の再任や次の区長への引き継ぎなどの工夫も必要です。

《区長の任期の実態》

任期	豊科	穂高	三郷	堀金	明科	計
1年	7	10	1	6	2	26
2年	16	13	13	3	12	57
計	23	23	14	9	14	83

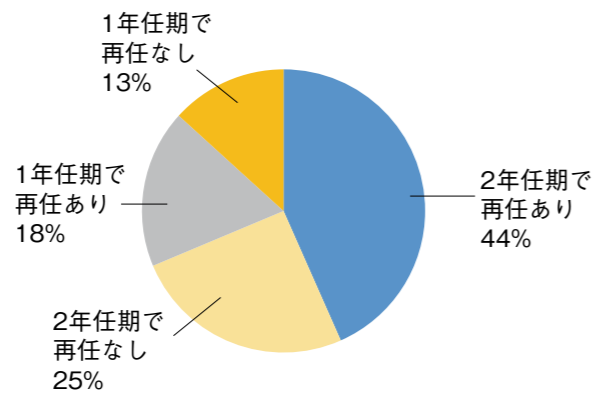


《区長の再任の実態》



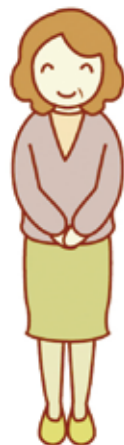
任期と再任	地域	豊科	穂高	三郷	堀金	明科	計
2年任期で再任あり		15	6	6	0	9	36
2年任期で再任なし		1	7	7	3	3	21
1年任期で再任あり		6	6	0	3	0	15
1年任期で再任なし		1	4	1	3	2	11
計		23	23	14	9	14	83

(再任の不明は「再任なし」に含めています。)

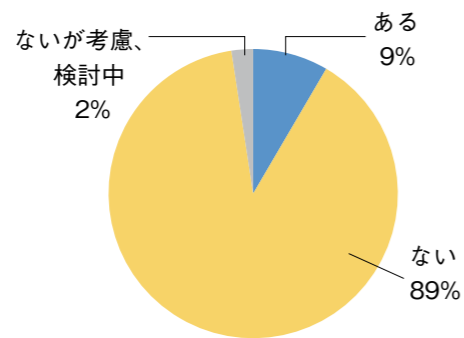


④ 女性の参画

区の運営では女性の活動も目立ちますが、まだ女性の区長や役員は少ない状況です。女性ならではのアイデアや企画力を区の運営に活かすとともに、意思決定の場に多くの女性の参画を促します。



《女性役員の選任の配慮の実態》



⑤ 役員の負担軽減とそのための横断的連携

地域課題の解決や区の事業等に、区の役員だけが携わるのではなく、多くの区民が参画し、みんなで話し合い、合意形成の上、実践していきます。このことから、少しでも役員の負担を軽減します。

また、区や地縁組織の横断的連携を図ります。

地域課題が多様化、複雑化、専門化してきていることから、課題解決のために行政をはじめ多くの団体や組織との連携を強化します。

ア 多くの区民が、あらゆる区の活動や地域課題の解決の場に参画するよう努めます。そのため、従来の会議体形式からワークショップや意見交換会など参画しやすい場のあり方も検討します。また、参加できない方のために、アンケートなど誰もが意見を出すことができる機会を創出します。

イ 多様化、複雑化、専門化する地域課題の解決を図るため、区をはじめ地縁組織である地区公民館、地区社協、子ども会育成会、自主防災組織、老人クラブ、民生児童委員、健康づくり推進員などが横断的に連携、あるいは連携する組織の設置を目指します。

ウ 上記イには、専門的な知識を有するNPOやボランティア団体（以下、「NPO等」という。）との連携、あるいはNPO等を連携組織の一員とします。

エ 区などで解決できない課題に対しては、地域区長会で検討し、地域区長会で解決できない課題は市区長会で検討します。また市区長会で解決できない課題は、まちづくり推進会議（仮称）（後述）との連携、また行政との連携により解決を目指します。

オ 区内には様々な技術や能力を持つ区民がいます。区の運営や地域課題解決にはそうした人材との十分な連携を図ります。

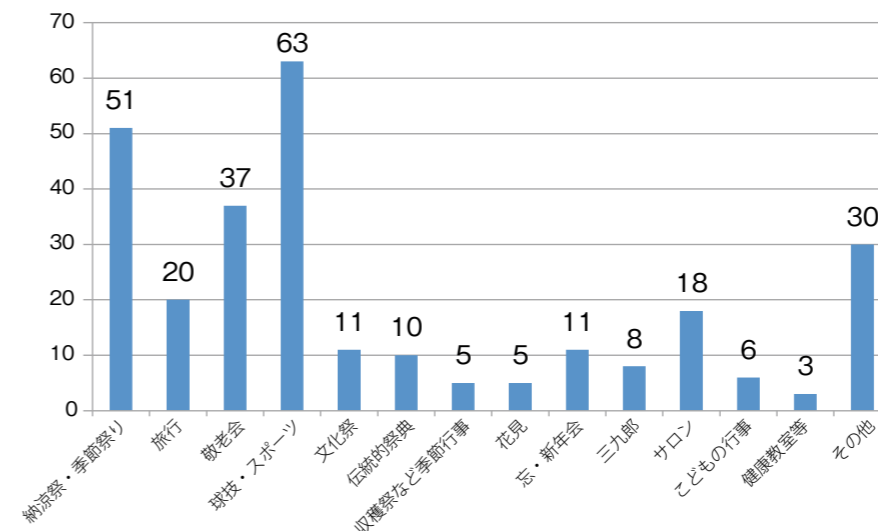
(5) 区の活動や事業

区の役割を担うため、区では次の様々な活動や事業を行います。

●親睦事業

コミュニティを大切にし、お互いの連帯感を強め、明るく楽しい地域づくりを目指します。

《スポーツ大会・球技大会、納涼祭・夏祭り、敬老会、いきいきサロン、旅行、新年会など》



●防災事業

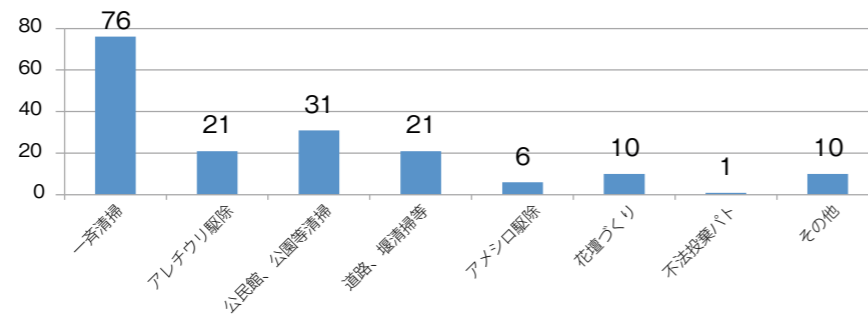
「地域の安全は地域から」として、自助と共助による災害に強い地域を目指します。

《自主防災訓練、避難訓練、消火栓操作訓練、火災予防、炊き出し訓練など》

●環境美化事業

清潔で暮らしやすい地域を目指し、区内の清掃美化、緑化に努めるとともに、3Rの推進を図ります。

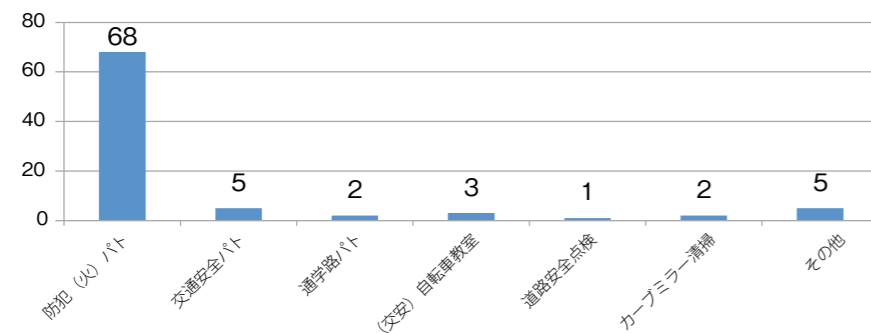
《区内一斉清掃、適切な資源やごみの出し方の管理、ごみ集積所及び資源ステーションの管理、地区公民館などの緑化活動、アメリカシロヒトリの防除、アレチウリ駆除など》



●地域安全活動

区民が安全で安心して暮らせる地域を目指します。

《防犯パトロール、交通安全パトロール、通学路などの巡回、自転車教室・交通安全教室、道路安全点検など》



●課題解決活動

区が抱える様々な課題を、区内の横断的組織化や区民総参加により解決します。

《課題の共有のためのワークショップ、課題解決のための会議の開催、課題解決の実践など》

○横断的組織化

各区には、地区公民館、地区社協、自主防災組織、子ども会育成会など、区と同様に区民の福祉向上や安全・安心のために活動する地縁組織があります。しかし、これまではそれぞれによる取り組みでしたが、より効率的、効果的な活動とするため、テーマ（課題）に応じた横断的な連携を図ります。

○区民総参加のまちづくり

地域課題の解決や将来の地域づくりを進める上で、区長をはじめ役員だけが担うのではなく、より多くの区民の皆さんが参画するよう努めます。

そのため、「(4) ⑤ア」(P 9)に掲げたとおり、区民が自由に意見を出し合えるワークショップなどにより、課題の抽出や課題の解決策などを出し合います。また、地区公民館や集会施設に行けない区民のためにアンケートなどの実施も検討します。

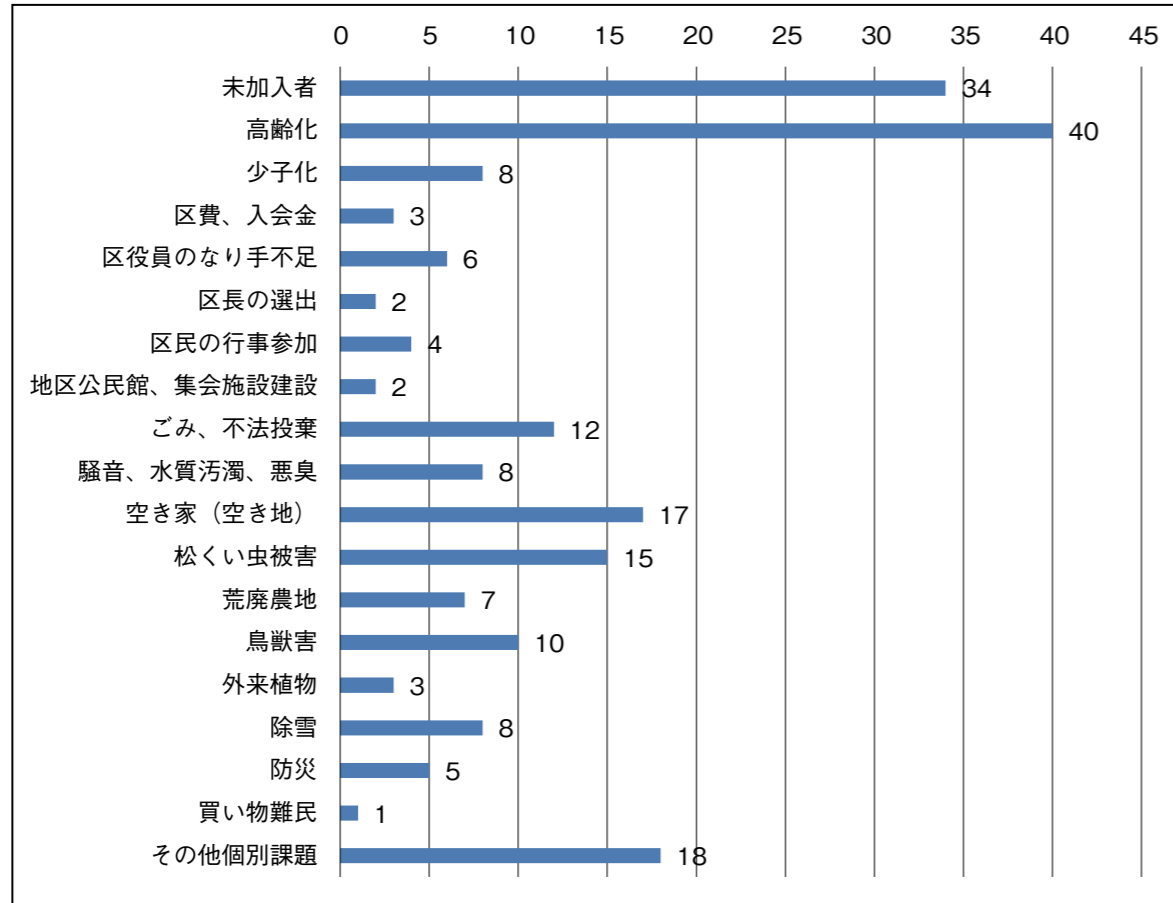
●コミュニティ・ビジネス

区などは、地域課題の解決や地域づくりによる区民の生活や福祉の向上を目指すため、利益のみを目的としない、コミュニティ・ビジネスの取り組みについて検討します。

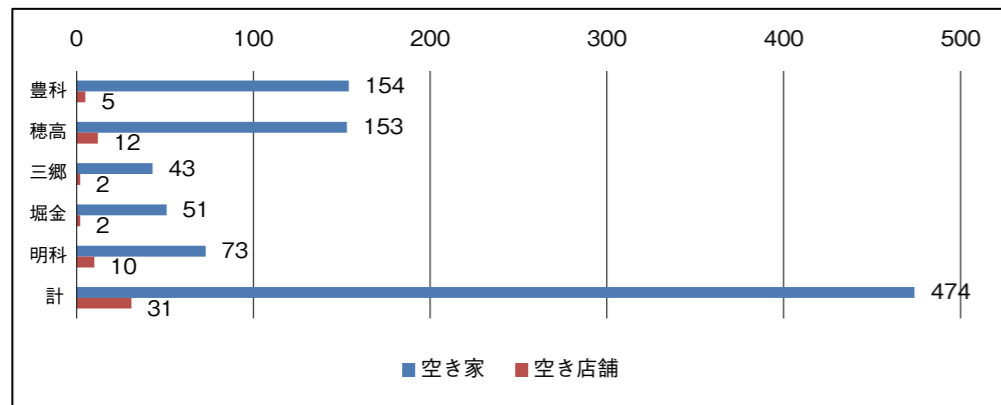
※コミュニティ・ビジネスとは

地域(コミュニティ)等におけるニーズや課題に対応するための事業。主に地域における人材、ノウハウ、施設、資金等を活用することで、対象となるコミュニティを活性化し、雇用を創出したり人の生きがい(居場所)などをつくり出すことが主な目的や役割となる。

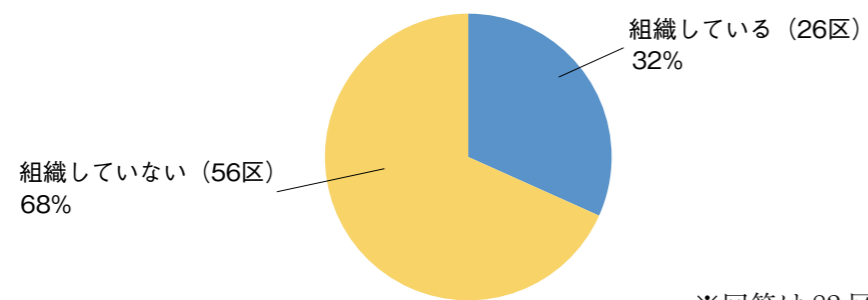
《現在、各区が抱える課題：各区主な課題3つまで》



《各区が抱える課題である空き家の実態》



《課題解決のための横断的組織化の実態》



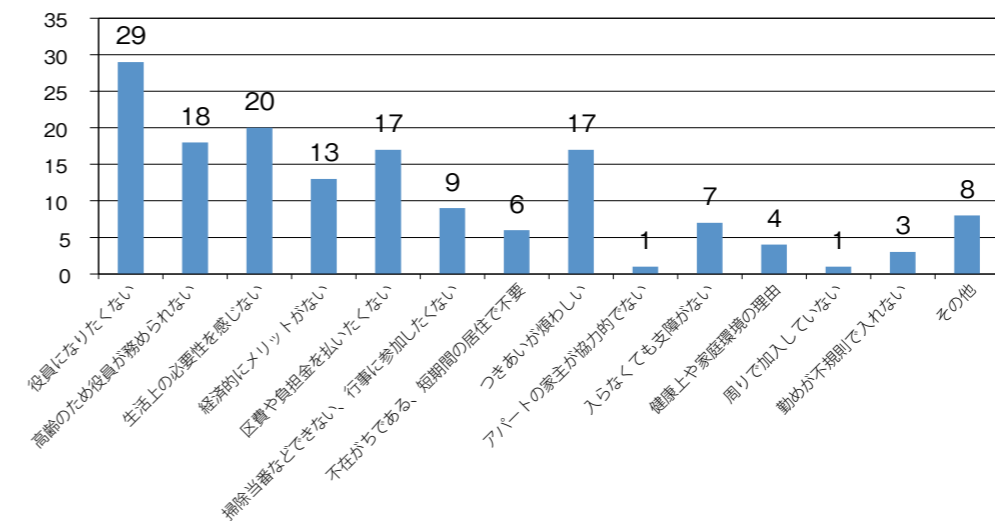
(6) 区への加入促進

区は市民が安全・安心で快適に暮らすための最も身近なコミュニティ組織ですが、任意組織であるため、区への加入を強制することはできません。しかし、区は、区への加入、未加入に関係なく、地域の市民が安全で安心に暮らし、またお互いを支え合う社会づくりのための活動を行っています。また、区と市はまちづくりを進めるうえで最も重要で対等なパートナーであることから、区であることにより、市との連携も強化され、協働による地域づくりが一層図られています。

区は、特に防災面、あるいは子どもや高齢者の見守りなどのため、未加入世帯になるべく区へ加入していただく努力をしています。未加入世帯の区未加入の理由は様々ですが、その世帯の立場や考え方を十分考慮し、少しでもコミュニティの仲間として迎え入れるよう努めていきます。

《区への未加入の理由》

	豊科	穂高	三郷	堀金	明科	計
役員になりたくない	5	13	5	5	1	29
高齢のため役員が務められない	5	8	4	0	1	18
生活上の必要性を感じない	3	7	5	3	2	20
経済的にメリットがない	2	9	2	0	0	13
区費や負担金を払いたくない	3	8	5	1	0	17
掃除当番などできない、行事に参加したくない	6	1	0	2	0	9
不在がちである、短期間の居住で不要	2	2	1	0	1	6
つきあいが煩わしい	4	9	1	3	0	17
アパートの家主が協力的でない	1	0	0	0	0	1
入らなくても支障がない	0	2	4	0	1	7
健康上や家庭環境の理由	0	1	2	0	1	4
周りで加入していない	0	1	0	0	0	1
勤めが不規則で入れない	0	0	1	1	1	3
その他	0	7	0	0	1	8



①転入世帯の区への加入促進

ア 区

区ではそれぞれ、転入者が区へ加入していただくため、様々な取り組みを行います。

★転入者への区加入の勧誘

- 区長をはじめ区役員等による転入者への区加入の勧誘を行います。その際に、地域コミュニティとしての区の意義や重要性、また区が実施する様々な事業の紹介とともに、区民が安全・安心に暮らせるために努めている活動を説明します。
- 区費や区加入金、あるいは地区公民館建設負担金などを徴収する場合は、総会資料の予算書や決算書などを用いて、その目的や用途について十分説明します。
- 区は任意組織であり、区加入について強制はできません。理解を得られるまで、時間をかけることも必要です。したがって、勧誘時に加入について拒否されても、区の行事等への案内をするなどにより、区への参加を通じて、区の意義を理解していただくことも検討します。
- 災害時は、区加入者、未加入者に関係なく、隣近所の助け合いが重要です。自主防災訓練などに参加を呼び掛け、有事の際の備えをします。
- 開発業者や不動産業者との連携により「区への加入」の協力をさせていただきます。

現状で実施している特色ある取組（平成26年度実施アンケートより）

- ・不動産業者に区の事情を説明し、業者から入居する人へ区加入の働きかけをいただいている。
- ・新規分譲される場合、不動産業者に依頼し、区への加入の勧誘をしながら販売してもらっている。

イ 市

★転入者への区加入のお願い

- 市では、市民の転入手続きを行う窓口「区加入のお願い」のパンフレットを設置し、転入手続きの際に配布し、区への加入をお願いします。
- 市区長会との連携により、区加入のための啓発に努めます。
- 開発業者や不動産業者などと連携し、区への加入の協力を依頼することを検討します。

②現在市内にお住まいで区に加入されていない世帯

ア 区

★現在未加入者への区加入の勧誘

- 現在、区への未加入の理由は千差万別です。したがって、全市画一的な取り組みでなく、その区的环境や条件などを考慮するとともに、未加入者の未加入の理由にも配慮した取り組みが求められます。

【具体的な取り組み】

(アパートなど)

- アパートに住んでいる方は、短期間の居住の方も多く、区への関心が高くない場合もあります。直接の勧誘により説明を行うか、あるいは留守がちの場合もあるため区から「区加入のチラシ」を配布することも検討します。

- 大家さんやオーナーとの話し合いにより、居住者を一括区加入として区費等大家さんやオーナーからいただくことも検討します。

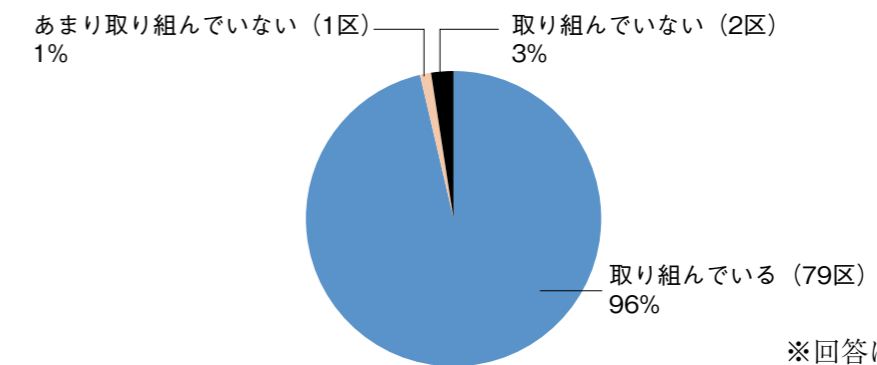
(Iターン者など)

- Iターンなどで来られた方々は、人間関係の煩わしさから解放されるために来られる方も多く、区への加入については関心が低いケースもあります。こうしたことから、区に入ることの負担の大きさ以上に、区加入の重要性を地道に伝えることが重要です。

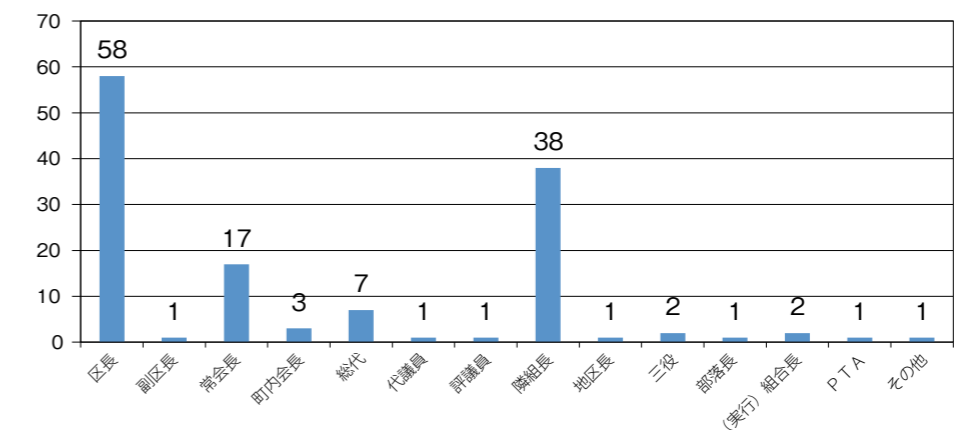
現状で実施している特色ある取組（平成26年度実施アンケートより）

- ・未加入世帯との懇談を行い、区の目的や役割、また区民のために実施している事業などを紹介し、理解を高めていただいている。
- ・アパート、ハイツ等の入居者の区費は家主から区協力金としていただいている。
- ・区だよりを配布して、区の活動をお知らせしている。
- ・各イベントに声掛けをして、未加入世帯の子どもを招待している。

《83区の区加入促進のための取り組み状況》



《区加入の勧誘を行う方》



イ 市

★現在未加入者への区加入の勧誘

- ・区の重要性や災害時の隣近所の支え合いなど、地域コミュニティの大切さを広報などでお知らせします。
- ・区が実施する区加入促進の取り組みへのサポートを行います。

(3) 第10条第5項第4号の規定により監事から開催の請求があったとき

(総会の招集)

第17条 総会は区長が招集する。

2 区長は、前条第2項第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その請求のあった日から○日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所を示して、開会の日の○日前までに文書をもって通知しなければならない。

(総会の議長)

第18条 総会の議長は、その総会において、出席した会員の中から選出する。

(総会の定足数)

第19条 総会は、会員の半数以上（委任状を含む）の出席がなければ開催することができない。

(総会の議決)

第20条 総会における議案の議決は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

第五章 役員会（○○○会）

(役員会の構成)

第21条 役員会は、監事を除く役員をもって構成する。

(役員会の権能)

第22条 役員会は、次の各号に掲げる事項を議決する。

(1) 総会に付議すべき事項

(2) 総会の議決した事項の執行に関する事項

(3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(役員会の召集等)

第23条 役員会は、区長が必要と認めるとき招集する。

2 区長は、役員のお分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったときは、その請求のあった日から○日以内に役員会を招集しなければならない。

3 役員会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも○日前までに通知しなければならない。

(役員会の議長)

第24条 役員会の議長は、区長がこれにあたる。

(役員会の定足数)

第25条 役員会は、役員のお分の半数以上の出席がなければ開催することができない。

(役員会の議決)

第26条 役員会における議案の議決は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

第六章 会計

(経費)

第27条 本区の運営に要する経費は、区費（、区加入金）（以下「区費等」という。）及びその他の

収入をもってあてる。

2 区費は、1世帯あたり年額○○○円とする。

3 区加入金は、1世帯あたり○○○円とする。

4 } 2世帯の取り扱い

(区費等の減免)

第28条 区費の減免は次の各号のとおりとする。

(1) }
(2) } 高齢独居世帯、障がい者世帯など（年額○○○円とする。）
(3) }

2 区加入金の減免は次の各号のとおりとする。

(1) }
(2) } 高齢独居世帯、障がい者世帯など（○○○円とする。）
(3) }

(区費等の徴収)

第29条 区費の徴収は年額のお半額を○月に、残額を○月に徴収する。

2 区加入金は、第6条の規定により入会申込書の提出から○箇月以内に徴収する。

(会計年度)

第30条 本区の会計年度は、毎年○月1日に始まり、翌年○年○日に終わる。

第七章 規約及び細則

(規約の変更)

第31条 この規約は、総会の議決を得なければ成立及び変更することはできない。

(細則の制定)

第32条 役員会は、この規約を実施するにあたって必要がある場合には、細則を定めることができる。

2 役員会は、細則を制定したときは、次の総会に報告し、承認を得なければならない。

附 則

この規約は、平成○年○月○日から施行する。

平成 年 月 日

新規転入された ○○ さんへ

○○区長 ○ ○ ○ ○

○○の候、ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。
 さて、この度、○○区に転入されたことに対して、心から歓迎を申し上げます。
 ○○区は、現在、○○世帯が加入され、地域の福祉向上や安全・安心の地域づくりを目指して、
 みんなで協力をしています。
 つきましては、本区へご加入のうえ、一日でも早くこの地域になじんでいただき、ご近所同
 士の友好の輪が広まり、支え合いや助け合う地域づくりが図られますよう、本区の規約、○○、
 ○○をお届けしますので、ご一読いただきますようお願い申し上げます。
 本区への加入につきまして、ご理解とご協力をお願い申し上げます。

○○さんの所属される常会（町内会など）と隣組は次のとおりです。
 ○○常会（町内会など） ○○組

常会長（町内会長など） ○○○○さん（住所、連絡先）
 隣組長 ○○○○さん（住所、連絡先）

※ご不明な点や、何かお困りごとがありましたら、ご遠慮なく常会長（町内会長など）
 または隣組長へご連絡ください。

【区費について】

本区では、会員の皆さんから区費（、区加入金及び地区公民館建設負担金）をいただいております。区費は、区民の皆さんの福祉向上（健康づくりや福祉活動…）、生活環境整備（ごみ集積所や資源ステーションの管理、草刈り、水保全、景観保全、道路や水路の管理…）、防災（自主防災組織による防災訓練…）、地域コミュニティ（交流事業、地区公民館活動、「支え合いマップ」の作成…）など、区民の皆さんのより良い生活のために使われます。

本区は、区加入世帯、未加入世帯に関わらず、そこに住むすべての皆さんのため、安全な道路整備や交通安全対策、防災（有事の際は、未加入世帯だから関与しないということにはならない、むしろどこに誰が住んでいるかを知らないことが問題）や防火・消防（火事の際、初期消火活動など隣近所の助け合いなど行っている）など活動しています。

（また、地区公民館は区民の地域課題解決のための学びの場、議論の場、具体的解決策の合意形成の場であり、また区民の親睦や交流の拠点でもあり、重要な施設です。）

したがって、区費（や区加入金、地区公民館建設負担金）は、一人ひとりの生きがづくりや安全・安心で心豊かに暮らすための重要な財源です。よろしくご理解をお願い申し上げます。

【区 費 等】

(1) 区費

①区費は、1世帯年額○○○円です。
 ②区費の納入は、年2回（○月、○月）に隣組長が徴収にまいります。

(2) 区加入金

①区加入金は、1世帯○○○円です。
 ②区加入金の納入は、後日隣組長が徴収にまいります。

「区」入会申込書

ふりがな	
世帯主氏名	
住 所	安曇野市
電話番号	
区に対する ご意見など	

【お問い合わせ先】

区 長 : 電話 ()
常 会 長 : 電話 ()
隣 組 長 : 電話 ()

「区」退会届

〇〇区長 様

住 所
世帯主氏名
電 話 番 号

私の世帯は、下記により、〇〇区を退会します。

退会の理由	
-------	--

(8) 会計処理

私たち市民が、心豊かに幸せに暮らすためには、区の役割はとても重要です。地域が抱える課題に対しては行政の役割も当然ありますが、行政では目の届かない日常生活の課題を解決していくには、区など地域コミュニティが重要です。

区を運営していくには資金が当然必要であり、市などの交付金や補助金のほか、区を構成する区民の皆さんのからの会費（区費）などが必要となります。

【区の会計処理】

- 1 区費は、自治を進めるうえで、自主性を尊重しつつ区民の福祉向上や安全・安心で心豊かに暮らすことができる地域づくりを進めるための重要な財源です。したがって、区会計の意義の共有とともに、全市的な会計処理方法や会計科目の目安を定めます。
- 2 区費は、全区民から集めた貴重なお金であり、公共的なものです。したがって、区の会計は、収支は明確でより透明性であり、すべての区民が満足できる会計であることが求められます。そのため、総会時には区を構成するすべての区民にその報告を行わなければなりません。また、その予算に合った事業を遂行したり、適切な会計処理を行うため、そのチェックを行う会計監査の役割も重要となります。

以上のことから、各区の会計処理にあたって、次の点に心掛けていきます。

- (1) 区の規約には、会計に関する事項を定めます。
- (2) 会計は帳票をもって管理します。また、すべての支出に際し、領収書を保管します。ただし、領収書の受け取りが不可のものについては、あらかじめ規約などで定めておき、総会時に報告します。
- (3) 預（貯）金通帳と登録印章は別に管理します。
- (4) 区費の変更や臨時にお金を徴収する場合は、現在実施している事業を精査するとともに、総会などで区民による合意形成が必要です。
- (5) 区費などを徴収した場合は、必ず領収書を発行します。
- (6) 会計監査では、収入支出ともに区の目的に沿ったものか、予算に沿った事業遂行や予算執行がなされたか、また適正な会計処理がなされているのか、各帳票をもって確認します。

【会計の種類】

会計種別は、一般会計と特別会計に分けられます。通常の区活動に関わる会計は一般会計ですが、区の実情により、特別に会計を必要とする場合に特別会計を設けます。

【会計科目】

会計科目は、下表を参考とします。

1 収入科目

	科 目	内 容
1	繰越金	前年度会計からの繰越金
2	区費	区の規約に基づき区を構成する世帯が納入する会費（区費、区加入金など）
3	協力金	企業などが区の目的に賛同し、事業の遂行に協力するための協力金など
4	補助金・交付金	市など行政や社会福祉協議会などからの事業補助金や交付金（区等交付金、地域力向上事業交付金など）
5	受託費	市や他の団体から業務委託をされたもの（〇〇公園管理業務受託など）
6	寄付金	他の団体や個人から区へ寄付された金銭（〇〇事業寄付金）
7	雑収入	預（貯）金の利子及び1～6までに属さない収入
8	繰入金	特別会計や基金から繰入する金額

2 支出科目

	科 目	内 容
1	事業費	区の各事業に係る経費
2	会議費	区の総会、その他の会議での飲食代等
3	負担金	各団体等の負担金など
4	事務経費	会議の案内文書や資料作成、回覧文書などに係る経費や消耗品費
5	備品購入費	消耗品以外の機器などで管理台帳で管理される物品購入費
6	慶弔費	区を構成する世帯を対象とする、区規約に基づく慶事及び弔事費用
7	活動補助費	区規約に基づき、区に関わる各種団体への補助金（地区公民館、子ども会育成会、自主防災組織など）
8	繰出金	一般会計から特別会計や基金へ支出される金額
9	雑費	1～7までのいずれにも属さないその他の費用
10	予備費	年度内で予算不足事業に充当する金額

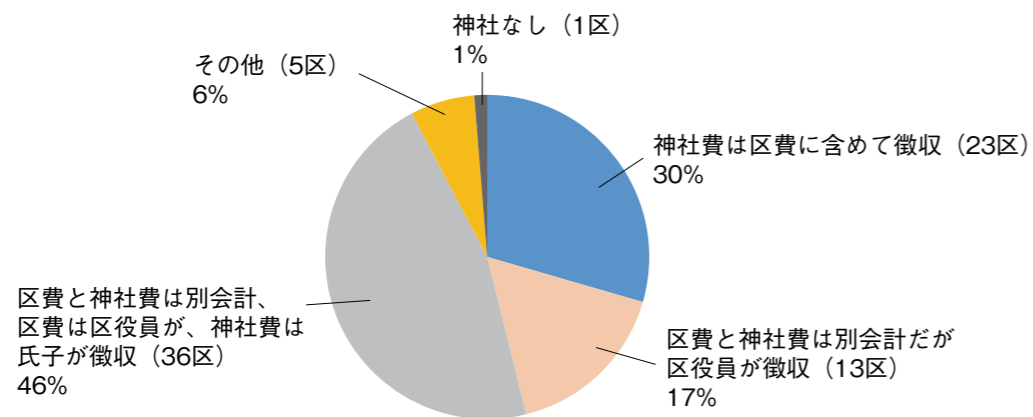
【区費と神社費】

区費は、区民すべての福祉向上や安全・安心な地域づくりを目指すための貴重な財源です。したがって、すべての区民にとって公平、公正に使われることが必要になります。

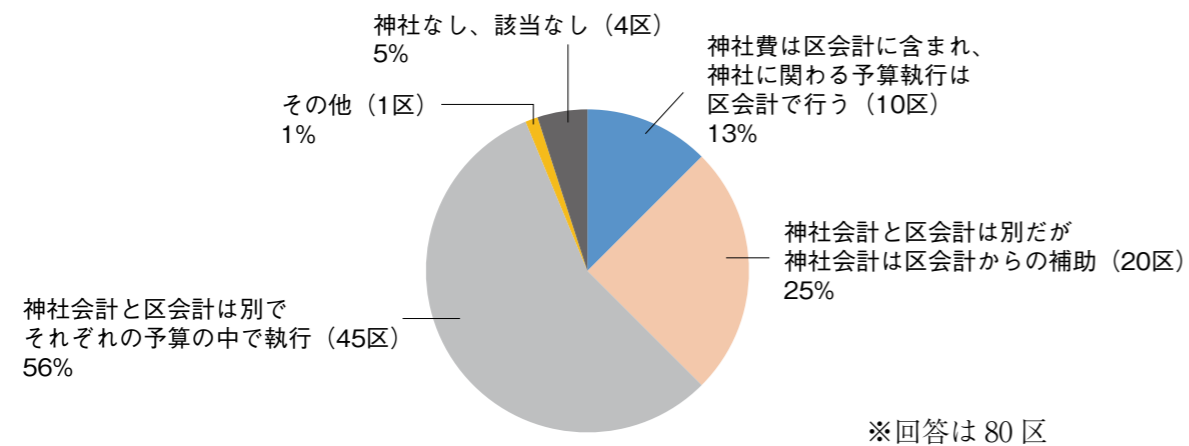
一方、神社（氏子）費は、政教分離の精神から、強制に徴収するものでなく、また区としての取り扱いは好ましくありません。

したがって、会計処理は、区の会計と神社会計は別処理とすること、また徴収にあたっては、区費は区の役員が、神社費は氏子など神社に関わる役員が行うことが必要です。なお、徴収にあたっては、区費は区総会で承認された区規約に基づく額（減免や免除を含む）を徴収し、神社費は任意での徴収となります。

《区会計と神社費の実態 ～徴収方法》



《区会計と神社費の実態 ～予算執行》



安曇野市「区予算書及び決算書」(例)

平成〇〇年度 〇〇〇区 一般会計収支予算書

(収入)

(単位：円)

科目	本年度予算額	昨年度予算額	比較	説明
1 区費				
2 補助金・交付金				市〇〇〇補助金 (円) 市〇〇交付金 (円)
3 協力金				
4 寄付金				
5 受託費				市〇〇受託料 (円)
6 繰越金				前年度繰越金
7 雑収入				預(貯)金利息
8 繰入金				〇〇基金繰入金
合計				

(支出)

(単位：円)

科目	本年度予算額	昨年度予算額	比較	説明
1 事業費				〇〇〇 (円) 〇〇 (円)
2 会議費				
1 総会費				
2 諸会議費				役員会議費 (円) その他会議費 (円)
3 負担金				市区長会負担金 (円) 〇〇負担金 (円)
4 事務経費				
5 備品購入費				
6 慶弔費				
7 活動補助費				地区公民館 (円) 〇〇〇 (円)
8 繰出金				
9 雑費				
10 予備費				
合計				

平成〇〇年度収支予算は上記のとおりです。

平成〇〇年 〇月 〇日

〇〇〇区長 印
会 計 印

(収入) (単位：円)

科 目	本年度予算額	本年度決算額	比 較	説 明
1 区 費				
2 補助金・交付金				市〇〇〇補助金 (円) 市〇〇〇交付金 (円)
3 協力金				
4 寄付金				
5 受託費				市〇〇受託料 (円)
6 繰越金				前年度繰越金
7 雑収入				預(貯)金利息
8 繰入金				〇〇基金繰入金
合 計				

(支出) (単位：円)

科 目	本年度予算額	本年度決算額	比 較	説 明
1 事業費				〇〇〇 (円) 〇〇 (円)
2 会議費				
1 総会費				
2 諸会議費				役員会議費 (円) その他会議費 (円)
3 負担金				市区長会負担金 (円) 〇〇負担金 (円)
4 事務経費				
5 備品購入費				
6 慶弔費				
7 活動補助費				地区公民館 (円) 〇〇〇 (円)
8 繰出金				
9 雑費				
10 予備費				
合 計				

平成〇〇年度収支決算は上記のとおりです。

平成〇〇年 〇月 〇日

〇〇〇区長 印
会 計 印

(9) 区費等

①区費等の意義

区費は何のためでしょうか。当然、区民の福祉向上(健康づくりや福祉活動…)、生活環境整備(ごみ集積所や資源ステーションの管理、草刈り、水保全、景観保全、道路や水路の管理…)、防災(自主防災組織による防災訓練…)、地域コミュニティ(交流事業、地区公民館活動、「支え合いマップ」の作成…)など、区民のより良い生活のために使われます。

区加入世帯、未加入世帯に関わらず、そこに住むすべての皆さんのため、安全な道路整備や交通安全対策、防災(有事の際は、未加入世帯だから関与しないということにはならない、むしろどこに誰が住んでいるかを知らないことが問題)や防火・消防(火事の際、初期消火活動など隣近所の助け合いなど行っている)など活動しています。

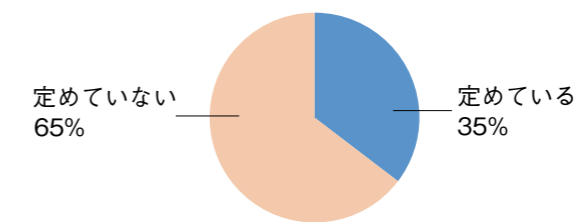
また、地区公民館は区民の地域課題解決のための学びの場、議論の場、具体的解決策の合意形成の場であり、また区民の親睦や交流の拠点でもあり、重要な施設です。

したがって、区費や地区公民館建設負担金は、一人ひとりの生きがいづくりや安全・安心で心豊かに暮らすための重要な財源です。

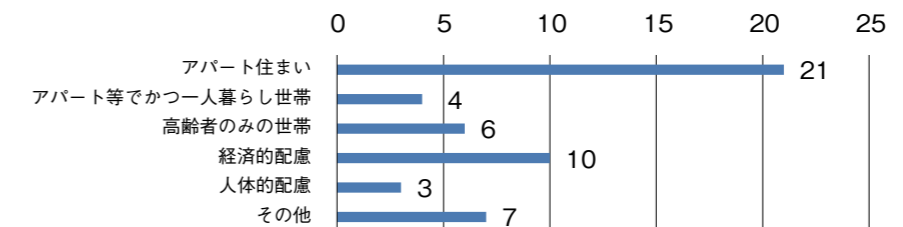
②区費等の軽減

区費等、その負担に対する軽減や支払い方法などは考慮すべきところもあります。また区費などは、生活保護世帯や高齢者世帯など、その軽減措置の検討も必要です。

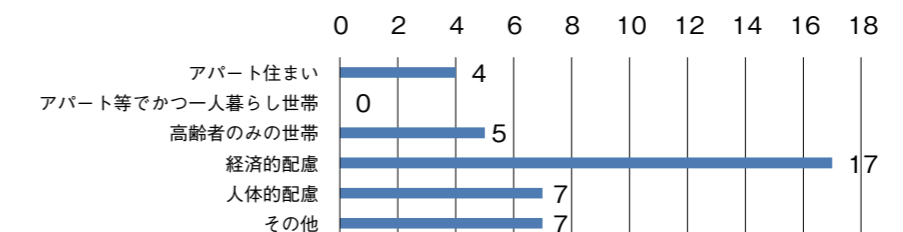
《区費等の減免規定の設置状況》



《区費の減額を行っている場合の内容》



《区費の免除を行っている場合の内容》



(10) 個人情報保護の取扱い

「個人情報保護法」では5,000人以上の情報を扱う区が対象となります。市内の区は対象となりませんが、区民の個人情報の保護には十分留意が必要です。

①区の役員が区の活動に名簿等を作成、使用する場合

区の役員が区活動など区の運営に必要な区民の名簿を作成、使用することは、区としての利用であり、個人情報の第三者提供にあたらなるとされています。

②区民に配布する場合

区は、個人情報の掲載に際してその利用目的を明示し、区民への名簿の配布の同意を得ることが適切です。

③目的以外の名簿の利用

基本的に、目的以外の名簿の利用はできません。万が一、目的以外の利用が必要な場合は、再度各区民の同意が必要です。

(11) 地縁団体

①区など法人化の趣旨

区、常会、隣組などは、地方自治法（第260条の2）上、「地縁による団体」と呼ばれ、市長の許可を受け公示されることにより、法人格を取得し、不動産登記等を行うことができます。

この制度は、地区公民館や地区集会所など不動産の登記を行うことで、これまで所有権争いなどや名義人の死亡による相続手続きの負担など生じてきたものを解消するためのものです。地縁団体は、区をはじめ、常会や隣組など、一定区域に居住する者の地縁に基づき形成された団体が対象となります。

②「地縁による団体」の法人化の要件

認可の要件は次のとおりです。

ア その区域の住民相互の連絡、環境の整備、集会所の維持管理等良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動（清掃・美化活動、お祭り、文化祭、防犯・防災活動、親睦行事、地区公民館の維持管理等、一般的な区・常会・隣組などの活動）を行うことを目的とし、現にその活動を行っていることと認められること。

イ その区域が、住民にとって客観的に明らかなもの（容易に区、常会、隣組等の区域、範囲がわかる状態）として定められていること。

ウ その区域に住所を有するすべての個人は、構成員となることのできるものとし、その相当数（その区域の全住民の概ね半数以上）の者が現に構成員になっていること。

エ 規約（目的、名称、区域、事務所の所在地、構成員の資格に関する事項、代表者に関する事項、会議に関する事項、資産に関する事項など）を決めていること。

③認可までの流れ

区など法人化認可までの流れは次のとおりです。

ア 事前相談（市民生活部地域づくり課へご相談ください）

イ 総会の開催

・規約

- ・認可申請をすることの決議
- ・代表者を申請者とするための決議
- ・構成員の確定
- ・保有（予定を含む）資産の確定

ウ 認可申請書

認可申請書〔認可申請書のほか、規約、認可をすることについて総会で決議したことを証する書類（議事録など）、構成員の名簿（住所、氏名を記載）、保有資産目録、保有予定資産目録、良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を現に行っていることを記載した書類（事業報告書、決算書、事業計画書、予算書等）、申請者が代表者であることを証する書類（議事録、承諾書）、参考としての区域図を添付〕を市長に提出（市民生活部地域づくり課）

エ 市長が認可要件審査

オ 市長が認可したことを告示

④不動産登記申請

不動産登記をする場合、市が交付する認可証明書及び印鑑登録証明書が必要です。

ア 印鑑の登録

印鑑登録を受けようとする認可地縁団体印章を持参し、市へ認可地縁団体印鑑登録申請書を提出し、登録します。

イ 認可証明書及び印鑑登録交付申請

地縁団体証明書交付請求書及び認可地縁団体印鑑登録証明書交付申請書を市に提出します。

(12) 区を結成するには

①市区長会が認める「区」とは

区は任意組織であるため、どうしたら「区」になれるという類のものではありません。しかし、区は一定の区域内に居住する市民の福祉向上や安全・安心で暮らせる環境をつくっています。市区長会では、区の認定はできませんが、区としての成立は本マニュアル「(3) 区の役割」(P 5)及び「(5) 区の活動や事業」(P 9～)に掲げる要件を満たし、また市との連携の中で、次に掲げる各種役員あるいは委員などの選出が必要と考えます。

【区】 区長、副区長、総代(常会長、町内会長)、隣組長など

【地区公民館】 館長、副館長、主事、各部長(3人程度)

【地区社会福祉協議会】 会長、副会長、役員

【自主防災組織】 会長、副会長、役員

【子ども会育成会】 会長、副会長、役員

【環境部】 部長、副部長、部員

【人権教育推進委員】 推進委員

【健康づくり推進員】 推進員

【赤十字奉仕団】 班長、団員

(その他)

【交通安全協会】 役員

【PTA】 役員

あくまで一例ですが、こうした各種組織の結成と役員を選出、また各種委員の選出など、区民の身近な生活課題を解決する皆さんが一体となった地域づくりを行うものです。

市区長会では、このような条件を満たす自治組織を「区」として市区長会の一員とします。

②区を結成するには

基本的に本市は83区で構成されています。したがって、新たな区の結成になると、83区が概ね定めている区域内から分離することになります。このことから、その区との十分な調整がまず必要となります。その上で、区を結成する場合、一般的には次のとおりの手順で行います。なお、あらかじめ市への相談が必要です。

ア 区とする区域の住民により準備会を設けます。

イ 区の区域と構成員を決めます。

ウ 区域内の構成員の区結成に対する意見の統一を行います。

エ 結成の趣意書を作成し、区域内の住民に配り加入を求めます。

オ 会則の草案を作成します。

カ 事業計画案及び予算案を作成します。

キ 区長及び区役員の選考について検討します。

ク 区以外の組織(地区公民館、地区社協、自主防災組織など)の設置とその役員、また市に関わる役員(健康づくり推進員、民生児童委員など)の選考について検討します。

ケ 設立総会を開催し、議案などを審議し、承認を経て発足します。

コ 市区長会へ報告をして、市区長会の構成区としての承認を得ます。

サ 市へ報告をします。

2 市との連携・協働

(1) 協働のまちづくり

「安曇野市協働のまちづくり推進基本方針及び協働のまちづくり推進行動計画」(平成26年3月策定)では協働のまちづくり推進の定義を、「協働のまちづくりは、私たち一人ひとりが心豊かに幸せに暮らすため、環境や考え方が異なる主体同士が、目的や課題を共有し、それぞれの特性を活かし、主体的・自発的に、役割を担い合い、対等な立場で連携することです。」と定めています。

協働を担う主体は、区など自治会、市民活動団体、企業、教育機関、行政としています。特に、この基本方針や行動計画では、区など自治会を重要な協働推進の主体と位置付けています。区など自治会が目指す活動として、

① 地域基礎コミュニティの再構築

② 区など自治会の事業及び組織の見直し

③ 役割分担と自治意識

④ 地域の課題を地域で解決する

⑤ コミュニティ・ビジネスの創出

⑥ 位置づけの明確化

の6項目を掲げています。

(2) 市との関係

平成17年10月1日の合併により、これまで進められてきた旧5町村の自治会(最も大きなコミュニティ組織)は、安曇野市83区とし、その区と市は「対等なパートナー」としての位置づけを確認しました。

このことから、区(区の中の常会や小さなコミュニティ組織を含む)と市は、お互いが対等で自立した立場をとり、市民(区民)のあらゆる生活の向上と地域の課題を解決したより良い地域づくりのために、協力・協働する関係になります。

しかし、これまでも市から区への依頼事項も多く、一方では区は行政の末端機関などと思われがちでした。当然、行政運営には区を中心としたコミュニティ組織の協力は欠かせませんが、お互いの関係をもう一度見直すことも必要です。

現在、市から区へ依頼する事項は、文書配布(回覧文書)、各種委員会や市との連携に必要な委員などの人選(推薦など)、募金の収集などです。また、区などの安全・安心な地域づくりや良好な環境整備などを目指して、区長を通じた地域要望の取りまとめなどをお願いしています。

区と市の関係は、市民がより良い生活を送るためのあらゆる環境づくりのため、お互いのやるべき役割を果たし、不足部分を補う(補完性の原理)ことが必要で、まず役割分担を明確にすることは重要です。

(3) 補助金、交付金

区または区に関わる組織への市の主な補助金・交付金です。 (平成 27 年 4 月現在)

補助金・交付金	概要	担当課
安曇野市区等交付金	1 市が安曇野市区長会と合意のもとで各区へ依頼する事項に対し、下記の算出根拠に基づき 4 月 1 日現在の世帯数、回覧組数に応じて交付 【交付基準】 (1) 地区のとりまとめ、調整等に関する事業 ① (均等割額) 181,440 円 (2) 委員等人選などに関する事業 ① (世帯割額) 世帯数に 750 円を乗じて得た額 (3) 募金に関する事業 ① (世帯割額) 世帯数に 70 円を乗じて得た額 (4) 広報に関する事業 ① (回覧組数割額) 回覧組数から市が配布する件数を減じた件数に 1,380 円を乗じた額 ② (世帯割額) 世帯数に 600 円を乗じて得た額	市民生活部 地域づくり課
地域力向上事業交付金	1 各区等が「地域の課題を地域で解決する」仕組みづくりと、その課題解決に多くの区民が参画する体制づくりを構築するとともに、抱える課題の解決を行う事業に対して交付 ①交付額 : 対象経費と 20 万円のいずれか低い額 ②交付期間: 1 区 3 年間 (連続)	市民生活部 地域づくり課
つながりひろがる地域づくり事業補助金	1 市民活動団体 (地域型組織や目的型組織) の皆さんが実施する自主的で主体的な地域に根ざした市民活動を支援するための補助金 ①補助額: 補助対象事業費の 2 分の 1 以内 (上限 20 万円) ②交付期間: 同一事業 3 年間 (連続)	市民生活部 地域づくり課
環境活動交付金	1 環境部又は住民環境組織が行う、協働でゴミ減量化と生活環境保全の推進に対し、環境部等の運営活動に必要な経費を交付 (1) 環境部活動交付金 ①交付対象: 環境部 ②交付額: 該当年度の環境部の構成世帯数に 250 円を乗じて得た額と 50,000 円との合計額 (2) 指定集積所管理交付金 ①対象: 環境部等 ②交付額: 該当年度の指定集積所利用世帯数に 150 円を乗じて得た額	市民生活部 廃棄物対策課
コミュニティ助成事業	1 コミュニティ活動の促進に必要な備品を整備し、区民相互の交流が促進されコミュニティの健全な発展を図ることを目的とし、(財)自治総合センター及び(公財)長野県市町村振興協会が助成 主な助成事業 (1) 一般コミュニティ助成事業 (2) コミュニティセンター助成事業 (3) 地域防災組織育成助成事業	市民生活部 地域づくり課
自主防災組織防災活動支援補助金	1 防災資機材の購入及び自主防災訓練や災害時住民支え合いマップ作成等に対し補助 (1) 防災資機材整備事業 補助金活用年度から 5 年間で対象 補助率: 対象経費の 2 分の 1 以内 (5 年間で 50 万円が限度) (2) 防災訓練・啓発・防災資機材維持管理等事業 補助率: 対象経費の 2 分の 1 以内。年間 3 万円で 10 年間で限度	総務部 危機管理課

補助金・交付金	概要	担当課
地区公民館の建設等補助金	1 地区公民館の新築・改築・増築・改造・水洗化工事・耐震補強工事に要する経費が補助対象となります。(ただし、設計費、用地費、補償費、備品購入費は除く) 補助率は、事業費の 3 分の 1 以内。(耐震補強工事は事業費の 2 分の 1 以内) で限度額は次のとおり (1) 新築又は改築 1,500 万円 (2) 増築 200 万円 (3) 改造 200 万円 (4) 水洗化工事 200 万円 (5) 耐震補強工事 500 万円	教育部 生涯学習課
集会施設の建設等補助金	1 集会施設の新築・改築・増築・改造・水洗化工事に要する経費が補助対象となります。 補助金は事業費の 3 分の 1 以内で限度額は次のとおり (1) 新築又は改築 500 万円 (2) 増築又は水洗化工事 200 万円 (3) 改造は 50 万円以上の事業費で 100 万円 2 相談窓口は市民生活部地域づくり課へご相談ください。 3 事業実施には、予算対応が必要になりますので予定がある場合は、計画段階で早めにご相談ください。 4 10 月頃次年度建設の要望の有無をお伺いします。 建設年度の当初予算に計上されていないものは補助の対象となりません。	市民生活部 地域づくり課

(4) まちづくり推進会議

区は「区が抱える課題の解決」の仕組みと、多くの区民が様々な課題解決に参画する体制づくりの構築を目指しています。しかし、地域課題も多様化、複雑化、また専門化の中で、区だけでは解決できない課題に対して、地域区長会で課題解決の検討を行い、地域区長会で解決できない課題に対して、市区長会で課題解決の検討を行います。また、市区長会でも解決できない課題に対して、区長のほか、様々な組織の代表や NPO・ボランティア団体の代表者などがいつでも課題に応じて柔軟に審議できる「まちづくり推進会議 (仮称)」の設置について検討します。

このまちづくり推進会議は、市民主体の会議であり、これまでの地域ごとの課題ではなく、また地域要望を取りまとめる場でもなく、全市的な立ち位置により課題を解決する審議を行います。

安曇野市「区」マニュアル

発行編集 安曇野市区長会・安曇野市

安曇野市区長会事務局 市民生活部地域づくり課

〒399-8281 安曇野市豊科6000番地

電話 0263-71-2000 FAX 0263-72-3176

(平成27年5月6日までは、穂高支所内)